

商品概要説明書

-公共債(個人向け国債を除く)-

2020年7月13日現在

項 目	内 容
1. 商品名	公共債(窓口販売)
2. 商品概要	国債等公共債(個人向け国債を除く国債、地方債等)の募集・販売
3. ご利用のかた	個人および法人のお客さま ※地方債の場合、個人のお客さまのみが対象となる場合がございます。 また、居住地および勤務先(法人の場合は所在地)等によりお取り扱いできない場合がございます。
4. 取扱種類	・個人向け国債を除く国債(長期利付国債、中期利付国債等) ・地方債(公募地方債、住民参加型市場公募地方債) ※募集・販売については、お取扱の期間および金額が限られますので、お取り扱い銘柄の種類・金利・年限等は窓口にお問合せください。
5. 購入方法 (1) 購入単位 (2) 価格 (3) 代金払込方法 (4) 手数料等	・利付国債 : 額面5万円以上5万円単位 ・地方債 : 額面1万円以上1万円単位 ※地方債の場合、購入単位が異なる場合がございます。また、購入金額に上限が設けられる場合がございます。 銘柄により募集・販売価格は異なりますので、窓口へお問い合わせください。 募集・販売においては、原則、お申込みの際に購入代金額および(経過利子がある場合は)経過利子をお支払いいただきます。 公共債のご購入に際して、手数料はいただきません。
6. 払戻方法 (1) 満期償還 (2) 中途換金	額面金額が償還日にご指定の口座へ入金となります。 約定日を含めた3営業日目に、ご指定の口座へ入金となります。
7. 中途売却時の取扱 【注意事項】	換金が必要な場合は、満期日前でも市場価格に応じて当行が決定した価格で買取りをいたします(利払日や償還日の直前には、買取りできないことがあります)。 満期前に買取りができるのは、当行にて募集・販売したものに限りです。 債券の価格は日々変動しておりますので、満期日前に換金すると金利情勢によっては売却価格がご購入時の価格を下回る場合や、利回りが当初の利回りに達しない場合がございます。
8. 利 子 (1) 適用利率 (2) 利子計算方法 (3) 利子支払方法 (4) 経過利子	利付国債および地方債は、銘柄毎に適用利率が定められております。 適用利率等は窓口にお問い合わせください。 額面金額に対して適用利率により計算いたします。 (※) 利子は年2回、所定の利払日に1/2年分が支払われます。 (※) 地方債は、償還の際その直近利払日から償還日までが半年に満たない場合は、日割計算となります。 年2回所定の日にご指定の口座に入金となります。 公共債のご購入後最初に到来する利払日に支払われる利子は、発行日にかかわらず6ヶ月分となりますので、発行日からの初期利子計算期間が6ヶ月に満たない場合、ご購入時に6ヶ月間の利子と発行日(既発債の場合は受渡日)から最初の利払日までの期間の利子との差額(=経過利子)をお支払いいただきます。

商品概要説明書

-公共債(個人向け国債を除く)-

2020年7月13日現在

項 目	内 容
9. 債券の管理	<p>お客さまの債券は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、ペーパーレスでの発行となり、振替決済制度を利用した振替決済口座にて管理させていただきます。</p>
10. 公共債に関するリスク及び重要事項	<p>●国債等公共債のお申込の際には、「円貨建て債券の契約締結前交付書面」を必ずご覧ください</p> <p>①国債等公共債は、預金保険、保険契約者保護機構、投資者保護基金の保護の対象ではありません。</p> <p>②債券の価格は市場金利の変動等により上下します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、金利が下落する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還前に売却される場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。</p> <p>③公共債の発行者や、公共債の元金や利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。</p> <p>④公共債の発行者や、公共債の元金や利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。国債は、元金や利子の支払いを日本国政府が行うため、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり支払不能が生じるリスクがあります。</p> <p>⑤市場環境の変化等により流動性（換金性）が著しく低くなった場合中途売却することができない可能性があります。</p> <p>⑥中途売却について、利払日や償還日の直前には、買取できないことがあります。</p>
11. 税金	<p>(個人のお客さま)</p> <p>●利子、譲渡益、償還差益に対して20.315%^{※1}の申告分離課税が適用されます。^{※2}</p> <p>※1 平成25年1月1日以降、平成49年12月31日までの25年間復興特別所得税が課され、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の申告分離課税が適用されます。</p> <p>※2 割引債は償還時に償還差益に対して20.315%の申告分離課税が適用されます。ただし、平成27年以前に、発行時に源泉徴収されたものは非課税となります。</p> <p>●利子所得に対しては、マル優、特別マル優の非課税制度の適用が受けられます。障害者の方や寡婦年金等を受給されている方については、「障害者等の少額貯蓄非課税制度」(いわゆる障害者等のマル優〔元本350万円〕)、「障害者等の少額公債非課税制度(いわゆる特別マル優〔元本350万円〕)の適用を受けることができます。</p> <p>●国債等公共債の利子・譲渡損益・償還損益は、上場株式等の譲渡損益・配当等と損益通算が可能となります。</p> <p>●特定口座で「源泉徴収あり」を選択されていれば、確定申告は不要となります。詳細は、窓口にお問い合わせください。</p>

2020年7月13日現在

項 目	内 容
	<p>(法人のお客さま)</p> <p>●原則、国債等公共債の利子・譲渡益・償還益は法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、利子所得に対しては、所得税15.315%^{※3}が源泉徴収されます。</p> <p>※3 平成25年1月1日以降、平成49年12月31日までの25年間復興特別所得税が課され、15.315%(所得税)の税率が適用されます。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>
<p>1 2. クーリングオフについて</p>	<p>・公共債は、クーリングオフの対象ではありません。</p>
<p>1 3. その他参考となる事項</p>	<p>【新規に発行される国債の売買取引〔国債の発行日前取引〕に付された条件と取引の約定について】</p> <p>お客さまが、新規に発行される国債を発行日に売買取引（以下、「国債の発行日前取引」といいます。）される場合には、以下の点について十分理解の上、お取引されるようお願い致します。</p> <p>①国債の発行日前取引に付された条件 国債の発行日前取引は、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを条件として発行日前に約定を行い、当該国債の発行日以後に約定内容に基づき国債の受渡しを行う売買取引です。 (※) 募集以外の方式で発行される国債は、売買取引によりお客さまへ販売されます。</p> <p>②国債の発行が中止または延期された場合の約定の取扱いについて 国債の発行が中止された場合は、当該国債が存在せず受渡しを行うことができないため、取引の約定は取消となります。 国債の発行が延期された場合は、金利商品である国債の運用期間が変化するという重要な契約内容の変更に該当するため、取引の約定は取消となります。 (※) 国債の発行中止および発行延期は財務省から発表されますが、その発表を受けて当行からお客さまへご連絡致します。</p> <p>財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/index.htm</p>

商品概要説明書

-公共債(個人向け国債を除く)-

2020年7月13日現在

項目	内容
14. 苦情処理措置及び紛争解決措置について	<p>当行の苦情処理措置及び紛争解決措置</p> <p>苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用できます。</p> <p>本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。</p> <ul style="list-style-type: none">●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772●証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005



株式会社 千葉興業銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号
加入協会: 日本証券業協会